

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百
十一回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

五

方募

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

ロ
国債市場
特別参加場

各当も各
国ての申
債るから
市。のそ
場。のう
特。のち
別。のち
参。のち
加。のち
者。のち
ご。のち
と。のち
各。のち
申。のち

発行
「と
いう
」
別
「
」
非
「
」
格
「
」
競
「
」
争
「
」
入
「
」
札
「
」
特
「
」

六

発

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

ロ
国債市場
特別参加場

財
政
運
営
に
必
要
な
財
源
の
確
保
を

円
に
基
づ
き
法
律
第
二
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
法
律
第
二
条
第
一
項
の
規
定
に

財
政
運
営
に
必
要
な
財
源
の
確
保
を

円
に
基
づ
き
法
律
第
二
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
法
律
第
二
条
第
一
項
の
規
定
に

ハ
国債市場
競争入札発競争

財
政
運
営
に
必
要
な
財
源
の
確
保
を

ロ		イ		十		十		九		八		ハ		ロ		イ		七							
特別参加		国債市場		入札発行競争		価格競争		発行価格		振替単位		最低額面金		行争入札発行競争		非者特別参加		者特別参加							
十四	銭	額	格	十	額	十	額	平	す	額	の	振	五		六		円	九	万	一	円	い	に	関	図
				五	面	面	金	成	る	の	記	替	万		百			百	円	兆		て	基	す	る
				銭	額	額		二	。	整	載	法	円		八			七	九	百		、	づ	る	た
				百	上	百		十	数	又	の	の			十			十	五	十		額	き	法	め
				円	の	円		四	倍	は	規	規			億			億	十	億		面	発	律	の
				に	そ	に		年	の	記	録	に			千			千	二	億		金	行	第	公
				つ	れ	つ		十	金	は	、	よ			六			五	千	二		で	た	条	の
				き	ぞ	き		二	額	は	、	る			百			千	九	百		六	利	第	発
				九	れ	九		月	に	最	振	振			十			百	九	百		百	付	一	行
				十	の	十		二	よ	低	替	替			六			八	百	三		八	国	項	の
				九	応	九		十	る	額	口	口			万			十	億	三		十	債	に	特
				円	募	円		日	も	の	座	座			円			八	十	五		四	に	規	例
				四	価	二			の	と	金	簿						万	五			億	つ	定	に

十 十
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

年一・七パーセント
平成二十五年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十四年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年十二月二十日